

## 第2次渋川市環境基本計画策定について

### 1 計画策定の目的

本市では、平成20年度に策定した「渋川市環境基本計画」（以下、「現行計画」という。）に基づき、本市の豊かな自然や歴史・文化などを守り育て、将来世代へこれらを引き継ぐため、市、市民及び事業者がそれぞれの立場で相互に協力、連携して活動してきたところです。しかしながら、近年の私たちを取り巻く環境は人間活動によって日々変化し、その影響も複雑化しています。環境保全と経済活動が調和する循環型社会を構築するためには、私たち一人ひとりの環境に対するこれまで以上の高い関心と、あらゆる対策への積極的な取り組みが求められています。

このような中、現行計画は、平成30年度をもって計画期間を終了します。環境基本計画は、環境の立場から今後の本市のあり方を明らかにするものであり、また、渋川市環境基本条例においてもその策定が義務づけられているところです。これらのことから、平成31年度を初年度とする新たな基本計画を策定するものです。

なお、策定に当たっては、現行計画に基づく推進の成果や課題を踏まえつつ、社会経済情勢の変化による新たな環境課題を反映させることとします。

### 2 計画策定の根拠

#### (1) 環境基本法

平成5年施行の環境基本法においては、第7条において地方公共団体の責務として「環境の保全に関し、国の施策に準じた施策」及びその地方公共団体の自然的社会的特性に応じた施策を策定して実施する責務を定めています。また、第36条において、その施策は「総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するもの」と定められています。

#### 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の施策）

第36条 地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

#### (2) 渋川市環境基本条例

環境基本法に基づき制定された渋川市環境基本条例では、環境基本法に規定された地方公共団体の責務を果たすため、渋川市環境基本計画を定めて「環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」こととしています。

#### 渋川市環境基本条例（平成18年2月20日条例第154号）（抜粋）

（環境基本計画）

第9条 市長は、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、渋川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

### 3 計画の基本的事項

#### (1) 計画の役割

渋川市環境基本条例第10条の規定にあるとおり、環境基本計画は総合計画を環境面から方向付ける役割を持つとともに、環境行政の基底となるものです。

また、市民・市民団体等、事業者及び市が相互に連携し、それぞれの役割分担の下で、良好で快適な環境の保全及び創造のための行動の指針となるものです。

#### 渋川市環境基本条例（平成18年2月20日条例第154号）（抜粋）

（市の施策と環境基本計画との整合）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと思われる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

#### (2) 渋川市総合計画等との整合性

策定に当たっては、渋川市総合計画で掲げる各施策の基本方針等との整合性を図りながら策定します。また、その他、国、県の関連計画との整合を図ります。

#### (3) 計画の対象区域

本計画の対象とする区域は、渋川市全域とします。

#### (4) 計画の対象分野

日常生活、事業活動その他の人の活動は、地域の環境から広く地球全体の環境にまで深く関わっています。計画においては、渋川市環境基本条例第8条（基本方針）に示された5つの視点を基本として整理します。

#### 渋川市環境基本条例（平成18年2月20日条例第154号）（抜粋）

（基本方針）

第8条 市は、良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とし、環境の保全に関する各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 公害の防止その他人の健康や生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、市民が安心できる良好な生活環境を確保すること。
- (2) 生物の生態系の確保、野生生物の種の保存等生物の多様性を確保するとともに、緑地等における多様な自然環境の保全を図り、自然と人の共生を確保すること。
- (3) 地域の歴史的・文化的な環境の保全及び身近な自然環境を活かした良好な景観の形成・整備を推進し、快適な生活環境を確保すること。
- (4) 資源、エネルギーの合理的かつ循環的な利用の促進、廃棄物の発生抑制及び適正な処理等、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた取組を行うこと。
- (5) 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等地球環境問題に対する市民等の自発的な学習を啓発し、地球環境保全に関する施策の推進を積極的に行うこと。

#### (5) 計画の適用期間

本計画の適用期間は、平成31（2019）年度から平成40（2028）年度までの10年間とします。

なお、計画の適用開始後、計画の実効性や達成度、社会経済情勢の変化を考慮し、概ね5年後を目処に見直しを行うこととします。

年度		平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)	平成36 (2024)	平成37 (2025)	平成38 (2026)	平成39 (2027)	平成40 (2028)
環境基本計画	現行計画		推進										
	次期計画		策定作業	前期計画推進					見直し	後期計画推進			

#### 4 計画策定の考え方

##### (1) 現行計画の検証及び実施計画の点検

- ・現行計画に基づく施策や推進の成果及び課題を反映します。
- ・現行計画の施策の継続性を考慮しつつ、現行計画策定後の本市を取り巻く社会経済情勢の変化を的確に捉え、新たな環境分野の指針として適切に反映します。

##### (2) 基礎資料分析内容の反映

- ・最新の既存資料や現地踏査等により、本市の環境特性の現状と課題を総合的に整理し、具体的な施策目標の検討に活用します。
- ・現行計画策定時（平成19年度）に実施した基礎調査結果から把握された環境特性と現在の状況を比較し、環境特性の変化を把握します。
- ・現行計画当初策定時（平成19年度）及び中間見直し時（平成25年度）に実施した市民アンケート調査を基本として意識調査を行い、環境に対する意識や取組状況、将来望んでいる環境状況など、地域住民の環境意識の変化を反映させます。

##### (3) 市民とともに創り推進する計画

- ・市民・市民団体等、事業者及び市による、それぞれの役割分担の下での良好で快適な環境の保全及び創造のための行動が重要であることから、計画策定段階から市民参画の機会を確保します。
- ・計画は平易な表現でまとめ、広く周知すると共に、各主体が計画の内容を十分に理解して具体的な行動に移すことができるような計画を策定します。

##### (4) 実効性のある推進体制

計画の実効性を確保するため、可能な限り取組の成果が数値で把握できる指標を設定すると共に、着実な進行管理を行うことができる推進体制を確保します。

#### 5 策定体制

##### (1) 庁内体制

環境基本計画等策定委員会

##### (2) 職員の参画

関係各課担当者へのヒアリング調査の実施

##### (3) 市民参画

ア 市民意識調査の実施

(ア) 市民、事業者、中学生アンケート

(イ) 市民団体等へのヒアリング調査(市民団体等、企業の環境担当者、一般市民)

イ 小学生対象環境ポスターの募集

ウ 市民意見公募の実施

- エ 地区別・事業者懇談会の実施
- (4) 渋川市環境審議会への諮問
- (5) 議会への報告

## 6 計画改定のスケジュール（予定）

- (1) 平成29年度
  - ・環境基本計画等策定委員会の設置
  - ・環境基本計画策定方針の検討
  - ・環境基礎調査（環境現況基礎調査及び市民意識調査）
  - ・環境基礎調査報告書作成と印刷
  - ・環境目標の設定
  - ・望ましい環境像と基本目標の設定
- (2) 平成30年度
  - ・施策に関する調査検討（関連施策の抽出及び体系化等）
  - ・環境基本計画素案作成
  - ・環境ポスター募集
  - ・環境基本計画素案に関する市民意見公募
  - ・環境基本計画策定にかかる地区別・事業者懇談会
  - ・環境基本計画の編集と印刷